

コロンビア・インターナショナル・スクールPTSA会則

- 第1条 本会はコロンビア・インターナショナル・スクールPTSA (Parent, Teacher and Staff Association) と称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条 本会は保護者と学校理事長・学校長・教職員とが協力して、コロンビア・インターナショナル・スクールの教育理念、および国際的な教育の特性を生かして、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長をはかると共に会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的をとげるために、次の活動を行う。
- 1 家庭と学校との密接な連絡によって、児童生徒の生活の向上を図る。
 - 2 児童生徒の生活環境をより良くするための活動を行う。
 - 3 講習会・講演会・研修会・親睦会等の開催を行う。
- 第4条 本会は、教育団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 児童生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 2 特定の人種・国籍・宗教・政党には関係せず、営利を目的としない。但し経費の調達または児童生徒の福祉を向上させるための事業を行うことができる。
 - 3 学校の経営には直接参加しない。
- 第5条 本会の会員は次の会員で組織する。
会員は本校に在籍する児童生徒、ならびに休学扱いの児童生徒の保護者・教職員で構成し、全員加入とする。
- 第6条 本会の役員は次のとおりとする。
会長 1名 ・ 副会長 2名以上 ・ 書記 3名 ・ 会計 3名 ・ 監査 2名
及び、各委員会 若干名 ・ 教職員 2名
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を統轄しその責に任ずる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は役員会の承認よりこれを代行する。
 - 3 書記は、議事録・書記録・文書処理し、庶務に従事する。
 - 4 会計は、本会の会計事務を担当する。
 - 5 監査は、会務及び会計経理を監査する。
- 第8条 役員の仕事は1年とし、再任をすることも出来る。その選任は次の方法による。
役員は総会において会員中より選任する。正し、会長は、学校が推薦するものとする。
役員も場合によっては、学校が推薦するものとする。任期中に役員の仕事が欠員が出た場合の対応は、役員会に一任する。
- 第9条 総会は、本会の最高決議機関であって、毎年4月に開催する。(定期総会)
- 1 総会は、会員定数の過半数の出席をもって成立する。
但し、委任状をもって出席にかえることが出来る。また、総会の出欠席の返信が過半数に満たない場合、総会出席者の同意が得られれば、成立する。
 - 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 3 定期総会・臨時総会の議長は、その都度会員の中から選任する。

臨時総会は、役員会が必要と認めた時、又は、全会員の3分の1以上の要求があった時に、開催することが出来る。議案の取り扱いは、定期総会の例による。

第10条 定期総会で審議する事項は次のとおりとする。

- ①事業報告の承認 ②決算報告の承認 ③事業計画案の承認 ④予算案の承認
- ⑤本会則の改正の件 ⑥役員を選任 ⑦その他必要な事項

第11条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であって、本会則第7条の役員をもって構成する。役員会は定期又は臨時に開催し、その議長は会長が務めるものとする。任務は次の通りとする。

- 1 総会において議決された事項の処理を行う。
- 2 その他本会運営に必要な事項の処理を行う。
- 3 会報の発行を行う。
- 4 役員会は、役員が本会則または、公序良俗に反した場合は3分の2以上の議決によって該当役員を解任することが出来る。
- 5 会員は、オブザーバーとして、役員会を公聴できる。

第12条 第19条に該当する顧問は、本会に関するいずれの会合にも出席し、協議発言することが出来る。

第13条 本会の慶弔・見舞金規定は別に定める。慶弔見舞金規定(別紙)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

本会の会員は、随時、会計簿を閲覧することが出来る。

第15条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入(バザー等)をもってこれにあてる。

第16条 会費は年 12,000 円とし、4月に一括で指定された方法により、在籍する児童生徒の保護者より徴収する。尚、留学等中途退学で除籍した場合の返金は無いものとする。但し、春学期卒業生のみ半年分の 6,000 円を返金する。また、春学期・秋学期の転入生の保護者より 12,000 円を、冬学期の転入生の保護者より 6,000 円を徴収する。

第17条 会員及び脱退会員は、会員在籍中に知り得た情報(会員名簿等)を第三者に漏らしはならない。

第18条 役員会は本会則の施行に関して必要な詳細を定めることが出来る。

第19条 本会は、コロンビア・インターナショナル・スクールの関係者及び本会の目的に賛同し協力いただける外部の方を顧問とする。また、本会則第6条の役員外に名誉顧問をおく。

1 名誉顧問 学校理事長

2 名誉顧問 学校長

第20条 本会則の変更は総会出席者の過半数の同意を必要とする。

第21条 教職員は、定期総会・臨時総会・役員会に出席し、意見を述べる事ができる。

第22条 スクールカウンシルに会長1名、及び若干名参加する。

付則 本会則は1999年6月19日より施行する。

一部改正1999年10月23日

一部改正2005年 4月16日

一部改正2000年 4月22日

一部改正2006年 4月23日

一部改正2001年 4月22日

一部改正2007年 4月15日

一部改正2003年 4月20日

一部改正2012年 4月21日

一部改正2004年 4月18日

第13条

慶弔・見舞金規定

項目	金額	備考
新入生	1,000円	記念品
修了生	2,000円	記念品
卒業生	5,000円	記念品
留学等中途退学者	2,000円	記念品
生徒死亡	30,000円	
生徒保護者死亡	30,000円	
教職員死亡	20,000円	
教職員配偶者死亡	10,000円	
教職員の結婚	10,000円	
教職員の餞別	10,000円	学校との契約期間 及び1学年以上在 籍者に贈呈

(2002年4月21日より実施)

(2005年4月16日一部改正)

(2006年4月23日一部改正)

(2007年4月15日一部改正)